

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北斗市は、特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

北海道北斗市長

公表日

令和6年8月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公金受取口座登録法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業【令和4年4月28日終了】 (2) 【令和5年度以降実施分】低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分） (3) 令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務【令和4年9月30日終了】 (4) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務【令和5年1月31日終了】 (5) 北斗市低所得世帯支援給付金の支給事務【令和5年10月31日終了】 (6) 北斗市低所得世帯支援給付金（7万円の追加給付）の支給事務【令和6年5月31日終了】 (7) 北斗市低所得世帯支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯への給付及び低所得者の子育て世帯への加算）の支給事務 (8) 北斗市低所得世帯支援給付金（令和6年度非課税化世帯及び令和6年度均等割のみ課税化世帯への10万円給付・低所得者の子育て世帯への加算）の支給事務 (9) 北斗市定額減税調整給付金の支給事務
③システムの名称	団体内統合連携サーバー、中間サーバー、臨時特別給付金システム、子育て世帯生活支援給付金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特定公的給付の支給に関する事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表（135の項） 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部企画課、総務部税務課、民生部子育て支援課
②所属長の役職名	総務部企画課長、総務部税務課長、民生部子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北斗市総務部総務課 〒049-0192 北海道北斗市中央1丁目3番10号 0138-73-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北斗市総務部企画課、北斗市総務部税務課、北斗市民生部子育て支援課 〒049-0192 北海道北斗市中央1丁目3番10号 0138-73-3111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査				
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月31日	評価書名	子育て世帯等臨時特別支援事業に関する事務 基礎項目評価書	特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目 評価書	事後	評価書の見直し
令和6年1月31日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	北斗市は、令和3年度子育て世帯等臨時特別 支援事業に関する事務における特定個人情報 ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファ イルの取扱いが個人のプライバシー等の権利 利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特 定個人情報の漏えいその他の事態を発生させ るリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、も って個人のプライバシー等の権利利益の保護に 取り組んでいることを宣言する。	北斗市は、特定公的給付の支給に関する事務 における特定個人情報ファイルの取扱いにあ たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利 利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特 定個人情報の漏えいその他の事態を発生させ るリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、 もって個人のプライバシー等の権利利益の保護 に取り組んでいることを宣言する。	事後	評価書の見直し
令和6年1月31日	事務の名称	子育て世帯等臨時特別支援事業に関する事務	特定公的給付の支給に関する事務	事後	評価書の見直し
令和6年1月31日	事務の概要	・令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業 支給要領（令和4年2月7日付府政経連第423 号通知）に基づき、子育て世帯等に対し臨時 特別給付金を支給する。 ・特定個人情報は、令和3年度子育て世帯への 臨時特別給付金及び住民税非課税世帯等に対する臨時 特別給付金の支給要件の確認、支給決定、 支給処理に関する事務に使用している。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律（令和3 年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」と いう。）第10条の規定に基づき、特定公的給付 の支給を実施するための情報の管理を行う。 公金受取口座登録法及び行政手続きにおける 特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番 号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人 情報を次の事務で取り扱う。 （1）令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事 業【令和4年4月28日終了】 （2）【令和5年度以降実施分】低所得の子育て 世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 （ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分） （3）令和3年度住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金及び令和4年度住民税非課税 世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務 【令和4年9月30日終了】 （4）電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給 付金の支給事務【令和5年1月31日終了】 （5）北斗市低所得世帯支援給付金の支給事務 【令和5年10月31日終了】 （6）北斗市低所得世帯支援給付金（7万円の追 加給付・住民税均等割のみ課税世帯への給付 及び低所得者の子育て世帯への加算）の支給 事務	事後	評価書の見直し
令和6年1月31日	システムの名称	臨時特別給付金システム、団体内統合連携 サーバー、中間サーバー	団体内統合連携サーバー、中間サーバー、臨 時特別給付金システム、子育て世帯生活支援 給付金システム	事後	評価書の見直し
令和6年1月31日	特定個人情報ファイル名	子育て世帯等への臨時特別給付金ファイル	特定公的給付の支給に関する事務ファイル	事後	評価書の見直し
令和6年1月31日	特定個人情報ファイルの取扱 いに関する問合せ	北斗市総務部企画課、北斗市民生部子ども・子 育て支援課 〒049-0192 北海道北斗市中央1丁目3番10 号 0138-73-3111	北斗市総務部企画課、北斗市民生部子育て支 援課 〒049-0192 北海道北斗市中央1丁目3番10 号 0138-73-3111	事後	評価書の見直し
令和6年1月31日	対象人数	1,000人以上1万人未満（令和4年2月28日時点）	1,000人以上1万人未満（令和6年1月31日時点）	事後	評価書の見直し
令和6年1月31日	取扱者数	500人未満（令和4年2月28日時点）	500人未満（令和6年1月31日時点）	事後	評価書の見直し
令和6年8月5日	事務の概要	（6）北斗市低所得世帯支援給付金（7万円の追 加給付・住民税均等割のみ課税世帯への給付 及び低所得者の子育て世帯への加算）の支給 事務	（6）北斗市低所得世帯支援給付金（7万円の追 加給付）の支給事務【令和6年5月31日終了】 （7）北斗市低所得世帯支援給付金（住民税均 等割のみ課税世帯への給付及び低所得者の子 育て世帯への加算）の支給事務 （8）北斗市低所得世帯支援給付金（令和6年度 非課税化世帯及び令和6年度均等割のみ課税 化世帯への10万円給付・低所得者の子育て世 帯への加算）の支給事務 （9）北斗市定額減税調整給付金の支給事務	事後	評価書の見直し
令和6年8月5日	法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(101の項) 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令第74条	番号法第9条第1項 別表(135の項) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第74条	事後	評価書の見直し
令和6年8月5日	法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制 限）及び別表第2 （別表第2における情報照会者の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のう ち、第二欄（事務）が「公的給付の支給等の迅速 かつ確実な実施のために預貯金口座の登録等 に関する法律による特定公的給付の支給を実施 するための基礎とする情報の管理に関する事 務であって主務省令で定めるもの」が含まれる 項（121の項） 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第59条の4	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表160の項	事後	評価書の見直し
令和6年8月5日	①部署	総務部企画課、民生部子育て支援課	総務部企画課、総務部税務課、民生部子育て 支援課	事後	評価書の見直し
令和6年8月5日	②所属長の役職名	総務部企画課長、民生部子育て支援課長	総務部企画課長、総務部税務課長、民生部子 育て支援課長	事後	評価書の見直し
令和6年8月5日	いつ時点の計数か	R6.1.31	R6.6.3	事後	評価書の見直し
令和6年8月5日	いつ時点の計数か	R6.1.31	R6.6.3	事後	評価書の見直し